

## 簡易公募型指名競争入札のお知らせ

下記の案件について、簡易公募型指名競争入札を行いますのでお知らせします。参加を希望される方は、宇治市公募型指名競争入札(見積)実施要領、宇治市競争参加業者選定基準及び運用基準、宇治市競争入札心得を熟読、承知のうえ、参加を申し込んで下さい。

令和 8年 6月26日

宇治市長 松村 淳子

(担当課：契約課)

### 記

業務名	赤塚遺跡発掘調査に伴う土砂除去等作業業務委託		
業務場所	宇治市木幡赤塚地内		
委託期間	令和8年7月30日 ～ 令和9年3月31日 245日間		
業務概要及び条件	道路拡幅に伴って実施する発掘調査の土砂除去記録作成等の業務委託 発掘調査面積59.56㎡ 予定最大掘削深度1.4m 予定委託期間令和8年7月30日から令和9年3月31日まで 予定発掘期間令和8年7月30日から令和8年9月18日まで 業務内容：掘削作業・図化・表土排除・埋め戻し・アスファルト舗 却・復旧等		
予定価格	¥6,404,200 (税込)	最低基準価格	¥4,482,000 (税込)
入札参加者に必要な資格・条件			
次の①～②の全てを満たすこと。 ①参加資格者名簿登録（京都府内本店・支店・営業所） ②掘削・実測作業を含む遺跡発掘業務実績（元請、過去5年以内）			
入札参加表明書の受付			
提出期限 令和8年7月2日(木) 午後 5時 00分 まで 提出場所 郵便入札 添付資料 別紙参加表明書に記載のとおり			
入札予定	予定日 令和8年7月22日(水) 場 所 宇治市役所 西館 4階入札室		
前払金	無	部分払	無
消費税の扱い	消費税及び地方消費税を含んだ金額で行うこと		
その他	本件はランダム係数を用いた最低制限価格を適用しますのでご注意ください。 本件は郵便による入札を実施します。別紙「説明会に替えて連絡する事項」を熟読してください。		

## 説明会に替えて連絡する事項

- ・本案件に係る質疑の受付は、次のとおりとします。  
令和8年6月26日（金）午前9時から  
令和8年7月 8日（水）午後5時まで
- ・お知らせの入札（見積）予定は、開札予定となります。入札書（見積書）提出については、指名通知時にお知らせする指定期日（持参の場合は提出日）を厳守してください。
- ・郵便入札について、不参加により指名停止は行いません。
- ・封筒の雛形は、契約課ホームページ「様式等ダウンロード」よりダウンロードしてご使用ください。
- ・「郵便入札にあたっての注意事項」及び「宇治市郵便入札の応募案内」を熟読してください。宇治市ホームページ (<https://www.city.uji.kyoto.jp/soshiki/27/55607.html>) に掲載しています。
- ・入札、契約等に係る連絡はメールで行っており、競争入札等参加資格審査申請の際に記入いただいたメールアドレス（申請後に変更の届出をしている場合はそのメールアドレス）に送信します。新たにメールアドレスを登録される場合や他のメールアドレスに変更を希望される場合は、競争入札等参加資格審査申請事項変更届を契約課に提出してください。
- ・令和8年4月1日以降に発注する案件については、指名業者を事後公表とします。

## 予定価格を超過して入札した者の取扱いについて

- 本件の入札において予定価格を超過して入札をした者は、本件の落札者が決定せず、再発注を行う際には指名しない場合があります。
- 入札辞退者に不利益を課すことはありません。

# 赤塚遺跡発掘調査に伴う 土砂除去等作業業務委託仕様書

担当部局 宇治市都市整備部歴史まちづくり推進課

この仕様書は、宇治市都市整備部歴史まちづくり推進課が実施する下記遺跡の発掘調査に伴う土砂除去等作業業務委託に係るものである。

- 1 名称 赤塚遺跡発掘調査に伴う土砂除去等作業業務委託
- 2 作業場所 宇治市木幡赤塚地内（別紙位置図参照）
- 3 遺跡内容 集落（古墳時代～室町時代）
- 4 発掘面積 計 59.56 m<sup>2</sup>
- 5 期間 委託期間：令和8年7月30日から令和9年3月31日まで  
発掘期間：令和8年7月30日から令和8年9月18日まで

## （委託作業の範囲）

第1条 この業務は、宇治市長が文化財保護法（昭和25年法律第214号）に基づき実施する本件発掘調査のうち、専門的な作業管理による遺跡掘削と遺跡の実測記録作成などの一連の作業（遺跡掘削・埋め戻し作業、遺構等実測記録作業、作業の安全管理、詰所設置などの営繕、現場の日常的な保全や管理など、埋蔵文化財発掘調査での標準的現場作業の範囲をいう。以下「発掘作業」という。）を一括して委託するものである。

## （宇治市担当職員による指示）

第2条 本件発掘調査の担当の職員（以下「担当職員」という。）は、文化財保護法の手続による本件発掘調査の調査担当者であり、本件発掘調査が文化財保護法の規定並びに文化庁及び関係機関の通知に基づいて適切に実施され記録作成されるよう、考古学的・文化財学的な総合判断と発掘調査の全体計画や品質の管理・監督を職務とする者であるから、委託者は直ちに担当職員と発掘計画を十分に協議し、その指示を受けて委託作業を行わなければならない。

## （作業の安全確保及び法令遵守）

第3条 発掘作業の実施に当たっては、別紙『発掘作業の安全衛生に関する手引き』を参照し

つづつ関係法令を遵守し、作業の安全を徹底するものとする。

#### (作業実施日)

第4条 発掘作業の実施日は、原則として月曜日から金曜日までとし、土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日については、指示のない限りは発掘作業を実施しない日とする。

2 降雨（雪）暴風時における作業の可否については、担当職員と協議を行うものとする。

#### (作業時間)

第5条 作業時間については、開始を午前9時、終了を午後4時30分とし、正午から午後1時までの間を休憩時間とする。状況に応じて午前及び午後に各30分の休憩時間を設ける。

2 特に用務のない限り、作業員の詰所への出勤は午前7時30分以降とし、詰所からの退中は作業終了の後に速やかに行うものとする。

3 作業時間を変更するときは、事前に協議を行い定めることとする。

#### (作業人員の種別及び職務)

第6条 発掘作業に標準的に従事する作業人員の職務及び配置条件は、次のとおりとする。

##### (1) 発掘技術員

ア 職務 担当職員の専門的指示を受けの中で、発掘作業に係る考古学的・文化財学的な見地での作業管理を行い、発掘作業の品質を適切に維持し、効率的に発掘作業が進捗するように管理する。この職務の遂行に当たっては、担当職員との協議を十分に行うとともに、発掘調査日誌の作成、発掘経過の写真撮影、個別的な遺物出土状況の写真撮影や実測などの作業経過上必要な記録作業、発掘遺構と出土遺物の管理などを行う。

イ 配置条件 大学で考古学、文化財学若しくは歴史学を専攻した者又は日本考古学協会員、文化財調査士（公益社団法人日本文化財保護協会認定資格）等の資格保持者で、発掘調査に3年以上従事した経験があり、アに掲げる職務を適切に遂行できる能力を有する者とする。

##### (2) 発掘作業員長

ア 職務 担当職員や発掘技術員の指示を受け、発掘作業が適切に進捗するように他の発掘作業員に指示し、併せて作業の効率的な運営と安全に関して十分な注意を払い、発掘作業員の手本として作業従事する。

イ 配置条件 発掘作業に通算3年以上の従事経験を有する熟練者で、アに掲げる職務を適切に遂行できる能力を有する者とする。

##### (3) 発掘作業員

ア 職務 発掘作業員長の指示により遺跡の掘削作業、遺物の掘り出し作業をはじめ発掘作業に関係する諸作業を行う。

イ 配置条件 アに掲げる職務を適切に実施できる者とする。

(現場代理人の通知)

第7条 受託者は、前条に掲げる者以外の者を現場代理人として定め、これを委託者に通知するものとする。

(発掘作業の標準)

第8条 新規発掘調査部分の発掘作業の工程と内容は、次に掲げるもの(以下「発掘標準」という。)に準拠する。

- (1) 『京都府における行政目的で行う発掘調査の標準(通知)』(京都府教育委員会平成23年4月)
  - (2) 『発掘調査のてびき』(文化庁文化財部記念物課平成22年3月)
- 2 受託者は、発掘標準を踏まえ、担当職員の指示に基づき、発掘作業を実施するものとする。
  - 3 発掘技術員は、発掘標準に示された内容と精度を十分に理解し、発掘作業の業務管理を行うとともに、記録の作成と遺物・遺構などの管理を行うものとする。
  - 4 担当職員の指示を受け発掘技術員が作成した土層図や個別実測図などの実測記録図については、作成後速やかに担当職員の校閲を受け成果品として提出するものとする。発掘技術員がマイラー実測用紙を使用する場合は、委託者が提供する。
  - 5 全体遺構写真や重要な写真撮影などの記録作成上の重要な撮影については委託者の責任業務として担当職員が行うが、作業進行の上で記録が必要な個別の写真撮影については発掘技術員が担当職員の指示のもとに適宜行うものとする。使用する機材とフィルムは、委託者が提供し現像も委託者が行う。発掘技術員が撮影した現像後の写真整理については、受託者がアルバム等に整理を行い成果品として提出するものとする。
  - 6 受託業務の経過を示す記録写真は、受託者が撮影し、成果品として提出するものとする。
  - 7 発掘技術員は、日々の発掘作業内容を発掘日誌に記録し、成果品として提出するものとする。手書きの発掘日誌を使用する場合は、委託者が用紙を提供する。なお、発掘日誌については、受託者が自ら用意するパソコンの使用によって作成されたものでもよい。
  - 8 発掘技術員が行う出土遺物の管理は発掘標準の内容を基本とし、地区ごと、遺構ごと及び層位ごとに取りまとめ、遺構番号・層位・日付を記したフィルムラベルを同封した遺物袋に封入するなどして、出土遺物が混乱することなく適切に取り上げられるようにする。材質が違ふ遺物については、基本的に分けて取り上げることとする。また、1個体がまとまって出土し個別に取り上げた方がよいもの、重要な出土品及び脆弱な遺物については、個別に遺物袋に封入する。遺物の出土量が多い場合は、遺物取り上げ台帳を作るなどして、出土遺物の適切な管理を行い成果品として提出する。遺物袋・フィルムラベル・コンテナバットは、委託者が用意する。
  - 9 発掘技術員が行う発掘遺構の管理については発掘標準を基本とし、遺構管理のために遺構番号を付与し、遺構台帳を自ら作るなどして遺構の状況が客観的に把握できるものとする。
  - 10 遺構性格の略号は、次のとおり定める。

略号	遺構の性格	備考
SA	柵跡、塀跡など	
SH	竪穴建物	
SB	掘立柱建物	
SD	溝跡、堀跡など	
SE	井戸跡	
SF	道路跡、小道跡	
SG	池、園池跡など	
SK	土坑、落込みなど	柱跡掘方を含む。
SX	性格不明遺構	墓を含む。
SP	柱穴	
Pit	杭穴など	概して小さいもの
※遺構番号は、遺構性格を問わず通番数字とする。 例：SK01、SB02、SA03、SK04・・・		

1.1 土色判定は、『新版標準土色帖』（農林水産省農林水産技術会議事務局監修）を基準とする。受託者が『新版標準土色帖』を保有しない場合は、委託者が貸与する。

（遺構等実測記録作業の内容及び標準）

- 第9条 第1条の遺構等実測記録作業とは、発掘地内における発掘調査地の範囲や地層の状況、発掘によって明らかとなった遺構の全体的な配置状況・土層断面・主要遺構部分の3次元デジタル実測作業をいう。これらの作業に当たっては、担当職員と十分に協議するものとする。
- 遺構の全体実測はデジタル実測を基本とし、機材は光波式トランシット或いはトータルステーション（以下、「光波式トランシット」とする）と電子平板の組み合わせを標準とする。土層断面及び主要遺構の局部的実測は、オルソ画像からのデジタル実測を原則とするが、手測り実測でもよい。手測りの場合は、1/5～1/20を基本とする。
  - 光波式トランシットと電子平板での遺構測定については、遺構輪郭の測点は柱跡については上・下場ともに4点、通常の土坑・溝跡・井戸跡等の遺構は50cm以内で上・下場ともに1点以上の測点、トレンチの上・下場は2m間隔で1点の測点を行うことを標準とする。輪郭の主要変化点は、測点する。測点間の結線について疑問が生じた場合は、担当者と協議し、正確さの確保に努めるものとする。
  - 水準については、通常の土坑・井戸跡等で底が平たい場合は底部中央で1点、溝跡等の長い遺構については2m以内で1点以上を測点し、遺構底に高低がある場合はその状況が客観的に再現できる精度で測点することとする。遺構面については、傾斜地については1mの方眼間隔で1点程度、平坦地又は緩傾斜地では2～3mの方眼間隔で1点程度を測点し、遺跡の面的状態での客観的記録に努めるものとする。

- 5 基準点は、国土座標（3級）を設置して用いる。
- 6 実測記録の作業終了後は、速やかに担当職員の校閲を受けるものとする。

（遺構保護・埋め戻し作業の内容及び標準）

第10条 遺構を土のう等でおさえ、真砂土で覆って保護した後に、掘削土で埋め戻しを行う。埋め戻しは、調査前の状態に復旧できるよう努めるものとする。

（詰所等の設置）

第11条 現地には、担当職員や発掘技術員の業務、発掘作業員等の休憩及び機材管理に用いる仮設の詰所を設置し、机、椅子、棚等を必要数用意するものとする。

- 2 必要に応じて水道及び電気を設置するものとする。
- 3 汚物が土中に浸透しない構造で、軽水式の、独立個室型仮設トイレを設置するものとする。清浄な水を十分に供給する手洗い施設を設置するものとする。

（発掘器具及び現場管理機材の用意）

第12条 発掘作業に要する発掘器具及び発掘調査地の安全と日常管理に関する一般機材については受託者が用意し、その標準的な内容は、次のとおりとする。

- 2 発掘掘削作業に要する発掘器具は、遺跡の発掘調査に一般的に使用する機材のうち、大型動力機材以外の器具を基本とし、おおむね次の種類とする。これらの発掘器具については、作業員が遺跡掘削や関係する諸作業を効率的に実施していく上で必要な数量を用意するものとし、その数量については次の類別による適切数量を標準とする。適宜担当職員と協議を行い、過不足なく用意されているよう努めるものとする。

[発掘器具]

器具A	スコップ、ツルハシ、半月クワ、移植ゴテ、手クワ、手ホーキ、ミ、バケツ、ホーキなどの人力掘削等小道具類で、適切数量として同日の作業員が効率的に使用する数量
器具B	一輪車、歩み板その他これらに類する掘削土砂小運搬道具で、適切数量として同日の作業員が効率的に小運搬を行うに足りる数量
器具C	工具類、針金、番線、写真台（3段）、小型発電機、排水ポンプ、ホース、砥石その他これらに類する道具類で、発掘作業が効率的に実施できる数量

- 3 発掘調査地の安全と日常管理に関する一般機材は、次の内容を標準とする。特に発掘調査地はフェンスバリケード等によって区画し発掘作業表示板、立入禁止を表示することとする。

[発掘現場に関する一般機材]

ブルーシート、バリケード、土のう袋、コンパネなど、発掘遺跡の降雨等からの保全に関する機材は、発掘遺跡が適切に保全できる数量を標準とする。

フェンスバリケード、立入禁止掲示板、消火器などについては、発掘現場の安全が適切に確保できる数量を標準とする。

(作業内容の報告)

第13条 発掘作業にあつては、作業従事員数及び作業内容を日々担当職員に報告し、検査を受けるものとする。

(作業従事者の表示)

第14条 この発掘作業に従事する者は、安全帽、制服、腕章、名札などによって作業従事者の表示を行うものとする。

(発掘作業表示板の掲示)

第15条 受託者は、委託者名・住所・連絡先、受託者名・住所・連絡先、作業地の住所、作業予定期間、関係する資格保持者名などを記した作業表示板を現地に掲示するものとする。

(秘密の保持)

第16条 この発掘作業において知り得た発掘成果情報等については、許可なく他人に漏らしてはならない。ただし、この情報等が公開された後は、この限りでない。

(協議)

第17条 この仕様書に明記なき事項について作業中に疑義が生じた場合は、その都度協議を行い決定するものとする。

(成果品の提出)

第18条 委託作業が完了したときは、直ちに次の成果品を提出し、検査を受けるものとする。

成果品	単位	内容
委託事業完了報告書	1部	経過を証明する写真を添付したもの。デジタルの場合は打ち出しとCD-ROM
発掘調査日誌	1部	手書きの場合は原本、デジタルの場合は打ち出しとCD-ROM
出土遺物	一式	袋等に区分けされラベルが同封してあるもの
遺構台帳	一式	手書きの場合は原本、デジタルの場合は打ち出しとCD-ROM
発掘記録写真	一式	発掘技術員が撮影したものについては委託者が現像した後、受託者がフィルムをアルバムに整理し提出するものとする。 デジタルの場合は撮影日毎に整理し、JPEG、RAWデータをCD-ROMに入れ提出するものとする。
調査区実測平面図	正本各1部	#300マイラーにデジタル実測成果を1/50と1

		/100 で印刷したものと CD-ROM
	同副本各 1 部	正本を紙に印刷したもの
土層実測図面	正本各 1 部	#300 マイラーにデジタル実測の測点・水準を 1/20 で打ち出したものと CD-ROM
	同副本各 1 部	正本を紙に印刷したもの（手書きの場合は原本）
個別の遺構実測図	正本各 1 部	#300 マイラーにデジタル実測の測点・水準の打ち出したものと CD-ROM
	同副本各 1 部	正本を紙に印刷したもの（手書きの場合は原本）
実測測点・水準の打ち出し	正本各 1 部	#300 マイラーにデジタル実測の測点・水準を 1/50 で打ち出したもの
	同副本各 1 部	正本を紙に印刷したもの
実測測点・水準デジタルデータ	一式	CD-ROM
実測測点・水準一覧表	1 部	打ち出しと CD-ROM

（作業にあたっての留意事項）

第 19 条 作業を行うにあたって、次の事項について留意すること。

- (1) 車両で調査地に進入する際は、道路交通法を遵守し、他車に注意を払うと共に、歩道を利用する通行人の安全確保に努める。また、必要に応じて交通誘導員を配置する。
- (2) 調査地より路上に出る場合は、靴やタイヤについた土が道路他を汚さぬよう、極力配慮する。
- (3) 調査地は住宅に囲まれているため、始業前後に騒音を立てぬよう配慮する。また、業務中も必要以上に騒音は立てない。
- (4) 雨天での排水溝への泥水流出や、周辺住宅等への粉塵対策として、残土は業務終了前にシートをかける。
- (5) 発掘調査を行うにあたって、周辺への影響等の理由により、残土を調査地外へ搬出する必要が生じた場合、その費用は委託者が負担する。
- (6) 調査区や詰め所等に児童等他、部外者が侵入しないようにバリケード等を設置する。
- (7) 作業員詰め所及び調査地或いは周辺の私有地での喫煙は禁止とする。また、調査地周辺の公道上等においても、可能な限りの配慮を求める。
- (8) 遺構を検出した場合、写真や図化等での記録に留め、遺構の保護に努める。ただし、委託者の指示があった場合は、この限りではない。
- (9) 残土はブルーシートやコンパネ等でアスファルト面を養生した上で仮置きし、残土を移動する際にアスファルト面を傷つけることのないよう備える。
- (10) コーンバー等を用いて歩道を仮設する。

(11) 夜間の人の往来を考慮した現場管理とする。

以上。

# 赤塚遺跡試掘調査の概要

宇治市歴史まちづくり推進課

調査地の住所	宇治市木幡赤塚地内
調査期間	令和8年5月18日から令和8年5月21日まで
調査者	調査者:宇治市歴史まちづくり推進課
発掘主要遺構	土坑、溝

## 1. 調査地付近の遺跡

調査を行った宇治市木幡赤塚を含む木幡地域は、古墳時代と平安時代を中心に遺跡が多く分布する地域です。なかでも、藤原氏に関連する遺跡が多く、浄妙寺跡、木幡古墳・墳墓群、松殿跡などの遺跡が顕著です。

調査地は赤塚遺跡に含まれており、平安時代から鎌倉時代にかけての集落遺跡として周知されています。

## 2. 調査で見つかった遺構

調査地は、東から西に下る地形上にあるステップ状の平坦面を南北方向に走る道路沿いで、北から南へと緩やかに下る地形に位置しています。

今回の試掘調査では、調査地内に隣接地への車両出入口がある為、トレンチを南北に分け、北側に2m×1.5mの調査トレンチを1つ（北1）、南側に2m×2mの調査トレンチを2つ（南1、南2）、2m×3mの調査トレンチを1つ（南3）設けました。地表から地山或いは遺構面まで、結果的に最大約2.0m分の掘削を行いました。

地層の層序は、地表から大きく分けると、①攪乱層、②耕作土層、③遺物包含層、④以下に遺物・遺構が存在しない土層である地山層となっていました。

年代について、③層より平安時代～室町時代頃の遺物が多く出土しています。

④層は南北の両トレンチで同様の堆積状況を見せており、平面的な遺構の広がりを見ると南2トレンチと南3トレンチの一带に溝状の遺構が調査地に埋没しているであろうと推測されます。特に、南3トレンチでは遺構を複数検出しています。

## 3. 出土遺物

平安時代から室町時代までの遺物が出土しています。種類は、瓦器、土師器です。細片のため、全ての器種の断定はできませんでしたが、瓦器は碗、土師器は皿の破片でした。

## 4. 発掘調査成果のまとめ

今回の試掘調査で目を引く遺構としては、南側のトレンチで見られた溝遺構です。溝遺構の年代は平安時代から室町時代のものと考えられ、調査地の地理的環境や、遺物包含層に含まれた遺物の年代や遺物包含密度から、遺構の規模は敷地内に広く及ぶものと考えられます。また、周辺の遺跡の分布や当該地の地理的環境を考えると、浄妙寺に関係する遺構やそれらの周辺に展開する集落に関係する遺構などが埋没している可能性があります。

<用語解説>

- ・トレンチ：調査用に設けた掘削坑
- ・瓦器（がき）：平安時代から鎌倉時代まで使われた瓦質（硬質）の器である。
- ・土師器（はじき）：古墳時代以降江戸時代まで広く使われた素焼きの土器。

# 発掘作業の安全衛生に関する手引き

宇治市都市整備部歴史まちづくり推進課

## 1 総則

発掘調査を実施する事業者は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）（以下法という）、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）（以下規則という）その他の関係法令を遵守するとともに、『発掘調査のてびき』の「発掘作業の運営と安全管理」や本手引きを参照して発掘作業現場の安全と衛生を確保するようにしなければならない。また、労働災害の防止のため、労働者の危険又は健康障害を防止するための必要な措置を講じなければならない。

## 2 事故発生時の対応

けが人や急病人がでた場合は、速やかに現場の状況を判断し、次のとおり緊急措置をとること。負傷者が自身で退避できない場合であっても、井戸の中など酸欠や二次被害の可能性により救助者の安全が確保できない場合は、不用意に立ち入らず救急隊の到着を待つこと。安全が確保できており、負傷者が自身で退避できない場合には、負傷者を救護し、二次災害を防止するため、以後、作業場には立ち入らないこと。

事故発生時やけが人、急病人が発生したときは、直ちに（5）の緊急連絡先に記載されている連絡先に一報を入れること。

### (1) 緊急措置

- ア 呼吸をしていない、心臓が停止している、冷たくなっている、応答がない、顔色等が悪いなど、平常時と明らかに様子が異なるときは救急車（119）を要請し、通信司令員等の指示に従って適切な応急手当を行うこと。
- イ 救急車を要請するか、判断がつかない場合は、救急相談窓口（#7119）へ相談するか、全国版救急受診アプリ「Q助」を利用するかして、緊急度を判断し、必要に応じて救急車を要請すること。
- ウ イの対応の後、救急車を要しない程度の傷病と判断された場合、応急手当の後、必要に応じて、医師の診断を受けさせること。
- エ 本人の判断にかかわらず、意識混濁や頭部打撲、熱中症の疑いがある場合は速やかに医師の診察を受けさせること。

### (2) 熱中症のおそれがあるとき

熱中症のおそれがある者を発見した場合、又は熱中症が疑われる自覚症状にみまわれた場合、以下の手順で応急措置を実施するように、作業従事者に周知すること。

- 1 すみやかに作業を離脱すること。
- 2 現場詰所等冷房が使用できる場所に退避し、頸部を保冷剤で冷却するなど、身体を冷却すること。
- 3 自力で水分を摂取できる場合には、水分を摂取すること。
- 4 意識の異常等がないか、確認すること。

5 (1)の手順に則って、緊急措置をとること。

(3) 状況判断

- ア 事故及び災害の事実状況を正確に把握し、記録にとどめ、可能な限り状況を保持すること。
- イ 労働災害等により労働者が死亡又は休業した場合には、規則第97条に則り、遅滞なく、労働者死傷病報告等を労働基準監督署長に提出しなければならない。

(4) 病院

最寄りの総合病院やAEDの設置場所事前に確認しておくこと。

(5) 緊急連絡先名簿

現場詰所には、以下の緊急連絡先を記した名簿を備えること。事故発生時は、発掘作業請負業者に連絡を取り、当該作業員の緊急連絡先へは業者が連絡をとることとする。

連絡事由	緊急連絡先	TEL
事件・事故発生 の報告等	歴史まちづくり推進課 (担当部局)	0774-21-1602
	委託者	委託者連絡先
	発掘作業請負業者	発掘作業請負業者連絡先
事件・事故	警察	#110
事故・火災	消防	#119
電気に関する事故	関西電力送配電株式会社 お問い合わせ窓口	0800-777-3081
ガスに関する事故	大阪ガスネットワーク株式会社 京滋事業部	0120-8-19424
上水道に関する事故	宇治市上下水道部配水課 漏水受付センター	0774-20-8764 0774-21-7474
救急搬送を要しない労働災害が発生した場合等	(調査地最寄り労災指定病院)	(調査地最寄り労災指定病院の連絡先)

### 3 発掘作業の従事者

(1) 健康管理

作業従事者の健康に注意し、健康がすぐれない場合は作業を中止し、現場代理人に申し出るように周知すること。

(2) 服装

- ア 作業に適切な服装をすること。
- イ 腕章や名札などによって作業従事者であることを表示すること。
- ウ 発掘調査地では保護帽を着用すること。
- エ 作業に適切な靴や手袋を着用すること。
- オ 粉塵が生じる場合は、防塵めがね及び防塵マスクを着用すること。
- カ 機械等に巻き込まれるおそれがある服装は着用しないこと。

## 4 発掘現場の環境

### (1) 発掘調査地

- ア ネットフェンスなどによって囲い、専用出入口を設置すること。
- イ 施工標示板及び関係者以外立入禁止の掲示をすること。
- ウ 雨水・排水経路の確保を事前に行うこと。
- エ 状況により専用出入口には砕石を敷くこと。
- オ 適宜消火器や防火バケツを設置すること。
- カ 発掘調査地の整理及び美化を常に心がけること。

### (2) 現場詰所及び道具置場

- ア 転倒防止対策をすること。
- イ 消火器及び防火バケツを設置すること。
- ウ 分別収集用のゴミ箱を設置すること。
- エ 現場詰所には負傷者の手当てに必要な救急用具を備えるとともに、使用方法を周知すること。
- オ 常に防火と整理整頓に気を付けること。
- カ 熱中症対策として塩及び飲料水を備えること。

### (3) 便所

- ア 発掘調査地には、便所を設置すること。
- イ 便所は、男子用と女子用を区別すること。ただし、やむを得ない場合は兼用も可とする。
- ウ 転倒防止対策を講じること。
- エ 常に衛生に気を付けること。
- オ 便所は汚物が土中に浸透しない構造であること。
- カ 流出する清浄な水を十分に供給する手洗い設備を設けること。
- キ 兼用とする場合には、独立個室型の便所を設置すること。

## 5 掘削作業の危険防止

### (1) 安全の確保

- ア 地山の掘削作業を行う場合において、地山の崩壊、埋設物等の損壊等により危険を及ぼす可能性がある場合は、あらかじめ掘削箇所を調査し、形状、地質及び地層の状態、亀裂、含水、湧水及び凍結の有無及び状態、埋設物等の有無及び状態、高温のガス及び蒸気の有無及び状態を確認し、適切な危険防止を図り、安全に進めること。
- イ 作業中は常に安全に注意し、危険が認められた場合は直ちに作業を中止し退避すること。
- ウ 雷雨、強風などの自然災害についても十分に注意すること。

### (2) トレンチの掘削

トレンチの掘削作業によって形成する掘削面の高さ及び法面の勾配の基準は、規則第356条及び第357条を準用する。

- ア 掘削中は絶えず掘削面に注意し、掘削面に亀裂又は湧水が認められたときは直ちに作業を中止し、安全確認を行うこと。

- イ 掘削が2メートル以上の場合、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第6条に規定された作業主任者（規則別表第1に基づく有資格者）の指導に基づいて掘削を行うこと。（表2）
- ウ 掘削残土はトレンチより2メートル以上離して置き、表面をシートで覆うなど土砂の飛散防止に心がけること。また、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）及び宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号）に基づき、土砂の堆積規模に応じて必要な手続きを取ること。
- エ 湧水がある場合は、トレンチ内に集水マスを設け排水ポンプを運転すること。
- オ トレンチ周囲には転落防止のバリケード、柵などを設置すること。
- カ トレンチには、昇降階段を適宜設置すること。
- キ 特に雨上がり時及び休日明けは掘削面に亀裂、湧水などがないか注意すること。
- ク 地山の崩落又は土石の落下による労働者の危険を防ぐため、点検者を決め、点検者は作業開始前や、大雨の後、中震以上の地震の後に、浮石及び亀裂の有無及び状態並びに含水、湧水及び凍結の状態の変化を点検すること。

### (3) 遺構の掘削

- ア 遺構の掘削において深さが1.5メートルを越える場合は、一旦作業を中止し、安全確保の上、掘削を行うこと。軟弱な基盤面における掘削において、1メートルを越える遺構の場合も同様とする。
- イ 石組などの構造を持つ遺構の場合は、構造の安定性を確認した上で掘削すること。不安定な場合は、安全を確保できる掘削方法を選択すること。
- ウ 濠や大溝などの深く長い遺構は、10メートルまでに幅1メートルほどの支保用アゼを設定すること。
- エ 遺構掘削面をシートなどで保護する場合は、転落防止用のフタを遺構上に行った後、シートで覆うこと。
- オ 作業中は周囲に気を配り、安全な作業に心がけること。

## 6 機材・機械の危険防止

### (1) 有資格者

機械や車両などの運転及び構造物の設置については、（表2）に記載された有資格者が行うこと。

### (2) パワーショベルの運転

- ア 運転時には必ず誘導員を配置すること。誘導員と運転者は共通した合図を使用し、運転者は誘導員の合図に従うこと。
- イ 運転中は、回転半径や作業路周辺、作業範囲内に立ち入らないこと。立ち入り禁止を作業従事者に周知し、徹底させること。
- ウ ガス管、水道管、電気線などの地下埋設管がある場合は、安全対策後に掘削運転すること。
- エ 重機と作業従事者の作業範囲が重複しないように区画する等、重機と作業従事者が接触しないように、徹底すること。

### (3) 車輛の運転

- ア 場内での運転には、誘導員を置くこと。誘導員は、作業関係者以外が作業を行う場所に立

ち入ることを禁止すること。

イ 場内は、時速5キロメートル以下で運転すること。

ウ 車両と作業従事者の作業範囲が重複しないように区画する等、車両と作業従事者が接触しないように、徹底すること。

#### (4) ベルトコンベアの運転

ア 運転員を定めること。

イ 始動及び停止は、運転員が安全確認のうえ行うこと。

ウ 安定した連結、ベルトコンベア台の強度及び漏電に注意して運転すること。

エ 分電板や発電機には囲いをするなどして保安に気を付け、整備は停止実施のこと。

#### (5) 写真足場の設置

ア 支え、根がらみ等の転倒防止対策をすること。

イ 常置する場合は、終業時に囲いを施し、保安に気を付けること。

ウ 足場には手すりを設置し、転落防止を図ること。

エ 強風時又は雷鳴が近くで聞こえる場合は、足場に上らないこと。

オ 高さ5メートル以上の足場を組み立てるときは、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第6条に規定された作業主任者（規則別表第1に基づく有資格者）が作業の方法、作業従事者の配置を決定し、作業の進行状況を監督すること。（表2）

カ 高さが2メートルを越える場合は、作業床を設けること。また、筋交い及び、適格の栈もしくは幅木、これらと同等以上の機能を有する設備を設けること。困難な場合は、要求性能墜落制止用器具を安全に取り付けるための設備を設け、かつ、作業者に要求性能墜落制止用器具を使用させること。

## 7 有害物質

土中から人体に悪影響を及ぼす可能性のある産業廃棄物などの物質を発見した等、存在を把握した時は、すみやかに関係諸機関と以後の対応を協議すること。

現場詰所では、劇薬や有毒ガスなどの有害な物品は使用してはならない。また、整理作業等で用いる、刺激性・爆発性・引火性のある接着剤や各種薬品は、MSDSに基づき、必要な場合は喚起を行うなどして、身体に影響がないように十分に注意し、管理に留意すること。

## 8 点検

### (1) 定期点検

（表2）に記載された発掘作業に係る責任者及び資格保持者は、発掘区や現場詰所などの安全点検を定期的実施し、安全衛生管理を徹底すること。

### (2) 日常点検

始業・終業点検表（表1）だけでなく、『発掘調査のてびき』にある「発掘作業 安全衛生点検表」・現場詰所用の「整理等作業 安全衛生点検表」にある項目にしたがって、点検を実施すること。

(表1)

## 始業・終業点検表

令和 年 月 日

始業点検	点検	終業点検	点検
作業員の健康に異常はないか		作業員の健康に異常はないか	
詰所に異常はないか		掘削面に亀裂はないか	
掘削面に亀裂はないか		掘削面からの湧水はないか	
掘削面からの湧水はないか		トレンチ肩にズレはないか	
トレンチ肩にズレはないか		残土置場に問題はないか	
ベルトコンベアは安定しているか		深い遺構にフタをしたか	
漏電はしていないか		シートの押さえは大丈夫か	
水道は漏れていないか		道具は片付けたか	
機械類・道具類に故障はないか		電気は切ったか、水道は止めたか	
排水経路は詰まっていないか		配電盤の施錠はしたか	
トレンチ柵・昇降階段に問題はないか		周囲のフェンスに問題はないか	
残土置場に問題はないか		火の元は大丈夫か	
周囲のフェンスに問題はないか		詰所に施錠はしたか	
他に気になることはないか		出入口に施錠はしたか	

(表2)

### 発掘作業に係る責任者・資格保持者

責任者・資格保持者	氏名	備考
現場代理人		
発掘技術員		
発掘作業員長		
地山の掘削作業主任者		
足場の組み立て等作業主任者		
電気関係有資格者		
パワーショベル運転者		
ベルトコンベア運転員		
火元責任者		
安全点検責任者		